

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月31日
【会社名】	三菱重工業株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮永 俊一
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番5号
【電話番号】	(03) 6716-3111(大代表)
【事務連絡者氏名】	グローバル財務部グループ長(財務グループ) 草刈 究
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番5号
【電話番号】	(03) 6716-3111(大代表)
【事務連絡者氏名】	グローバル財務部グループ長(財務グループ) 草刈 究
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,371,381,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,183,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 会社法第399条の13第6項により、取締役会から重要な業務執行の決定を委任された取締役による平成27年7月31日付の決定(以下「決定日」という。)によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	6,183,000株	4,371,381,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	6,183,000株	4,371,381,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
707	-	1,000株	平成27年8月27日	-	平成27年8月28日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
三菱重工業株式会社 グローバル財務部	東京都港区港南二丁目16番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,371,381,000	-	4,371,381,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,371,381,000円については、平成27年8月28日以降、諸費用支払いなどの運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成27年7月31日現在）

	割当予定先	割当予定先	割当予定先
名称	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 （役員報酬B I P信託口・ 75814口）	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 （役員報酬B I P信託口・ 75815口）	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 （株式付与E S O P信託口・ 75749口）
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号		
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫		
資本金	10,000百万円		
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
主たる出資者及びその出資比率	三菱U F J 信託銀行株式会社	46.5%	
	日本生命保険相互会社	33.5%	
	明治安田生命保険相互会社	10.0%	
	農中信託銀行株式会社	10.0%	

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成27年7月31日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱U F J 信託銀行株式会社とは、貸出取引があります。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱U F J 信託銀行株式会社とは、信託取引があります。

<役員報酬B I P信託・株式付与E S O P信託の内容>

当社は、三菱U F J 信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱U F J 信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約（以下、「B I P信託契約」といい、B I P信託契約に基づき設定される信託を「B I P信託」という。）を2契約、および株式付与E S O P信託契約（以下、「E S O P信託契約」といい、E S O P信託契約に基づき設定される信託を「E S O P信託」という。）を1契約締結し、B I P信託を2つ、およびE S O P信託を1つ設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてB I P信託およびE S O P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先はそれぞれ「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・75814口）」、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・75815口）」、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75749口）」といたします。

概要

B I P（Board Incentive Plan）信託とは、業績等に応じて当社並びに当社の主要グループ会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）および執行役員（以下併せて「取締役等」という。）に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬型の役員報酬制度であります。なお、当社は当社取締役を制度対象者としてB I P信託を、当社執行役員および当社の主要グループ会社の取締役・執行役員を制度対象者としてB I P信託を設定致します。

また、E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託とは、業績等に応じて当社並びに当社の主要グループ会社の経営の中核を担う重要ポストに就く幹部級管理職に当社株式等の交付等を行う信託型の従業員インセンティブプランであります。（以下、B I P信託・B I P信託・E S O P信託の3つの信託を併せて「各信託」という。）

それぞれの制度において、制度対象者のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより各信託を設定いたします。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、予め定める株式交

付規程に基づき各信託の制度対象者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。

各信託は、各信託契約および株式交付規程に従い、一定の受益者要件を満たす制度対象者に対して、業績等に応じて決定される株数の当社株式等を交付等いたします。また、信託財産に属する当社株式に係る議決権行使について、B I P信託の場合には、信託期間を通じて議決権を行使しないものとし、E S O P信託の場合には、信託管理人の指図に従い、受託者は当社株式の議決権を行使します。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して各信託に基づく信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が、各信託についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、各信託の実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」という。)について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75814口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75815口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75749口)」といたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、各信託において生じる財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

(参考)各信託の主な内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	受益者要件を充足する各制度対象者に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	制度対象者のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成27年8月27日
信託期間	平成27年8月27日～平成30年8月31日(予定)
議決権行使	(B I P信託・B I P信託)信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。 (E S O P信託)受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	4,371,381,000円 (内訳: B I P信託 786,891,000円、B I P信託 3,187,863,000円、 E S O P信託396,627,000円)
株式の取得方法	自己株式の第三者割当により取得

信託から受益者に交付等する予定の株式の総数

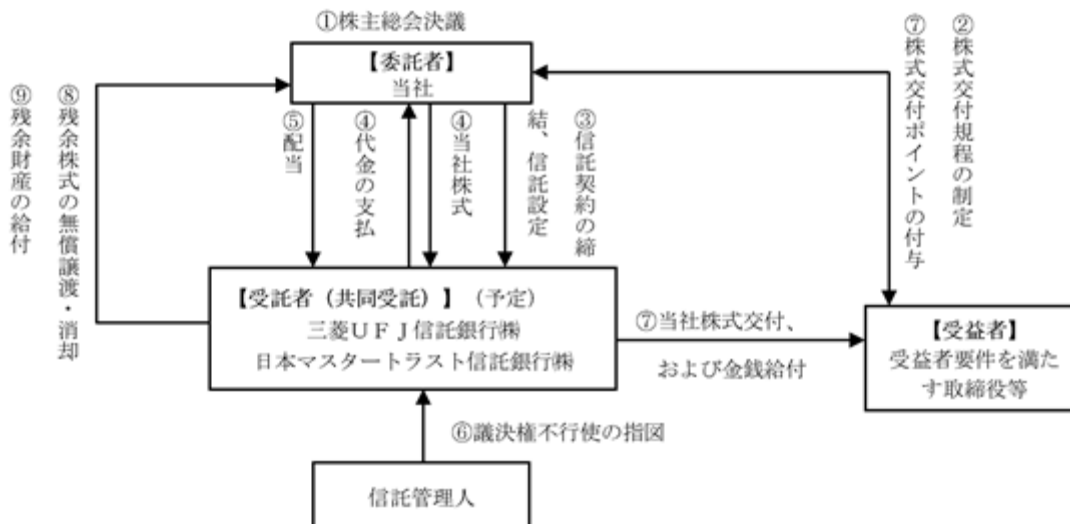
6,183,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数であります。)

(内訳)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75814口)	1,113,000株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75815口)	4,509,000株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75749口)	561,000株

各信託の仕組み

・ B I P 信託 ・ B I P 信託



当社並びに当社の主要グループ会社（以下「各対象会社」という。）は、制度の導入に関して、各対象会社の株主総会において、それぞれ承認決議を得ます。

各対象会社は、制度の内容に係る株式交付規程を制定します。

当社は信託契約に基づき、受託者に対し、の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を満たす当社取締役を受益者とする信託「B I P 信託」を設定します。また、当社は当社執行役員の報酬の原資となる金銭と当社の主要グループ会社から拠出された金銭を合わせて信託し、受益者要件を満たす当社執行役員並びに主要グループ会社の取締役および執行役員を受益者とする信託「B I P 信託」を設定します（以下「B I P 信託」と「B I P 信託」を併せて「本信託」という。）。また、当社は、信託期間の満了時において、追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、追加拠出される信託金はの株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

本信託は、信託管理人の指図に従い、で本信託に拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。なお、「B I P 信託」内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。

本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の当社株式と同様に行われ、制度に必要な費用等に充当されます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

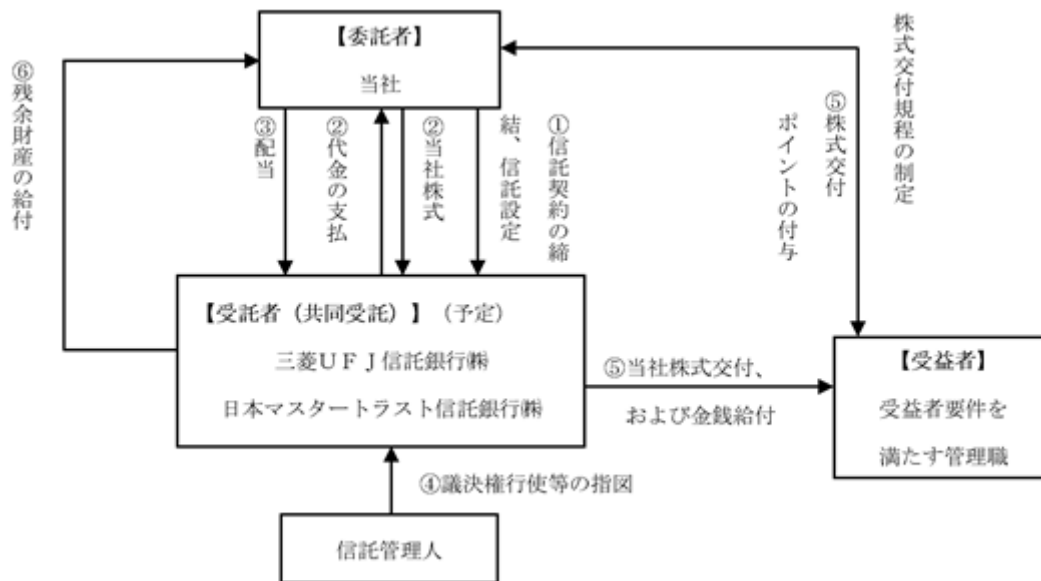
信託期間中、取締役等は、各対象会社の株式交付規程に従い、一定の株式交付ポイントの付与を受けます。また、取締役等は、原則として株式交付ポイントの付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役等を退任する場合等は当該時点）に、かかる株式交付ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの株式交付ポイントに相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を受領します。

信託期間の満了時において、本信託を継続せず終了した結果残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、消却を行う予定です。

本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

（注）受益者への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

・ E S O P 信託



当社は信託契約に基づき、受託者へ金銭を拠出し、受益者要件を満たす管理職を受益者とする信託を設定します。

E S O P 信託は、信託管理人の指図に従い、で信託に拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。

E S O P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の当社株式と同様に行われ、制度に必要な費用等に充当されます。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

信託期間中、管理職は、当社並びに当社の主要グループ会社の株式交付規程に従い、一定の株式交付ポイントの付与を受けた上で、かかる株式交付ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの株式交付ポイントに相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。

E S O P 信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

（注） 受益者への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

c 割当予定先の選定理由

各信託の導入に伴い、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との取引関係並びに事務サポートの実績等を含めて総合的に判断した結果、各信託契約を締結することといたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した各信託契約に基づき、共同受託者として各信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、それぞれ「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・75814口）」、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・75815口）」、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75749口）」が割当予定先として選定されることになります。

d 割り当てようとする株式の数

6,183,000株

（内訳）

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・75814口）	1,113,000株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・75815口）	4,509,000株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75749口）	561,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75814口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・75815口)」「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75749口)」は株式交付規程に従い、業績等に応じた当社株式等を、原則として在職時に一定の要件を充足する制度対象者へ交付等を行うことになっております。

なお、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から各信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、各信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、各信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、各信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い具体的信託事務を担当いたします。その他の包括的管理業務については、各信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。なお、各信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

信託管理人は、各信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権行使を行うため、各信託契約に従って定められた議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」に関する取り組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについては、割当予定先との契約において確約するものといたします。

その結果、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断し、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は、BIP信託・およびESOP信託の導入を目的として行います。また、処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る決定日の直前1カ月間(平成27年7月1日から平成27年7月30日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である707円(円未満切捨て)としております。直前1カ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。また、算定期間を直近1ヶ月としたのは、直近3ヶ月、直近6ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

また、当該価額は、東京証券取引所における決定日の前営業日(平成27年7月30日)の終値658円(円未満切捨て)に107.45%(プレミアム率7.45%)を乗じた額であり、直前3カ月間(平成27年5月1日から平成27年7月30日まで)の終値の平均値である738円(円未満切捨て)に95.80%(ディスカウント率4.20%)を乗じた額であり、あるいは同直前6カ月間(平成27年2月2日から平成27年7月30日まで)の終値の平均値である698円(円未満切捨て)に101.29%(プレミアム率1.29%)を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に制度対象者に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.18%(小数点第3位を四捨五入、平成27年3月末現在の総議決権個数3,347,677個に対する割合0.18%)と小規模なものです。当社としては、本制度が業績向上に向けて当社および当社主要グループ会社の役職員の意欲を高めるものであり、また、当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	145,868	4.36	145,868	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	134,624	4.02	134,624	4.01
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	125,666	3.75	125,666	3.75
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	80,022	2.39	80,022	2.39
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46,1000 BRUSSELS,BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	57,361	1.71	57,361	1.71
野村信託銀行株式会社(退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	45,934	1.37	45,934	1.37
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	44,100	1.32	44,100	1.31
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE,NORTH QUINCY,MA 02171,U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	40,904	1.22	40,904	1.22
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET,NEW YORK,NY 10013 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	38,127	1.14	38,127	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	35,171	1.05	35,171	1.05
計	-	747,779	22.34	747,779	22.30

(注) 1 上記第三者割当後の大株主の状況は、平成27年3月31日現在の株主名簿の記載内容に基づいて記載をしています。

2 上記第三者割当後の大株主の状況中、所有議決権数の割合は小数点第3位以下を四捨五入して、表示しております。

3 上記のほか当社保有自己株式は、平成27年6月30日現在で17,047,459株ありますが、割当後10,864,459株となります。ただし、平成27年7月1日以降の単元未満株式買取・買増請求、新株予約権の行使に伴う処分による変動は反映していません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度平成26年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)平成27年6月26日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成27年7月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年7月31日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年7月31日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱重工業株式会社本店

(東京都港区港南二丁目16番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。